

令和7年度

社会福祉法人白生会

グループホームけやき事業計画

目 次

1. 事業所の概要
2. 事業目的
3. 事業目標・事業方針
4. 基本計画
5. 年間行事計画表
6. 研修計画

1. 事業所の概要

事業主体名	社会福祉法人白生会
名 称	グループホーム けやき
介護保険指定番号	認知症対応型共同生活介護 第0270500648号 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所の所在地	青森県五所川原市字敷島町1番地3
電話番号	0173-38-3388
FAX番号	0173-33-0661
Eメールアドレス	keyaki@herb.ocn.ne.jp
開設年月日	平成17年3月1日
事業所番号・指定日	第0270500648号 平成17年2月23日
ユニット数と利用定員	2ユニット(18名)
建物の概要	鉄骨造陸屋根3階建
敷地面積	864.98平方メートル
延床面積	1,416.11平方メートル

2. 事業目的

- ① 介護保険法に基づき、地域密着サービスとして認知症の方々が可能な限り自宅近くで24時間365日、また、自分の家と同じように安心して過ごせる様たえず見守り環境作りをして行く。
- ② 入居者の方々の尊厳を尊重し、一人ひとりがその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活全般の支援について、認知症ケアを基本にケアプランを作成し、より質の高いケアが行える体制を作る。
- ③ 地域福祉に必要な資源として、サービスを必要とされる市民に空床をつくることなく円滑に事業を行う。
- ④ 地域のインフォーマルの社会資源との連携を図り、よりよい町づくりのため地域住民との交流の機会を多くし、協力し円滑に行う。
隔月に開催される運営推進会議において地域・行政・利用者ご家族との意見交換や情報交換のもとよりよい施設運営のための改善点を見出していく。

3. 事業目標と事業方針

- ① ケアプラン作成時、十分なアセスメントのもとご本人のニーズ、ご家族のニーズを把握し、関連事業所・スタッフ間の情報のもとにサービス担当者会議を開催し、ご本人のためのプランが適切か話し合う。
- ② 適切なプランのもと、的確な支援を行うことでQOLを保ち「その人らしさ」や「質の高い生活」「人間の尊厳」を守ります。そのために必要なケアスタッフのサービスの質の確保、向上を目指す。
- ③ 入居者のあらゆるニーズに対応していける体制を作り、柔軟性を持った運営をしていく。(看取り介護、医療ニーズの強化)
- ④ 入居希望者の十分なアセスメントのもとご本人の意志、ご家族の意志を把握し、当事業所の事業方針をご理解いただいた上での、入居に至るまで円滑に行う。入居者、ご家族、協力医療関係者、担当介護支援専門員と連携をとり、迅速に入居できるようにして、空室日が少なくするよう努める。
- ⑤ 入居者の心身の健康管理をしていく為に協力医療機関、協力医療機関の看護師、歯科衛生士と医療連携体制をつくる。(医療、歯科)
- ⑥ 働きやすい働きがいがある職場づくりを目指す。
 - (1) 研修会、勉強会の開催、月1回の職員会議の内容の充実を図る。
 - (2) 朝・夕、毎日行う申し送りの内容の整理、観察、記録の取り方の指導
- ⑦ 法人内の他の事業所との連携を行い入居者へのサービスをさらに広げるための協力体制をつくる。
- ⑧ 地域に根差し、共によりよい住みやすいまちづくりを行うことを目指し、家族会や地域ケア会議、運営推進会議の定期的な開催や色々な行事を通じて、積極的に情報の発信を行い、そして職場体験研修も受け入れ、地域に信頼される事業所を目指す。
- ⑨ 前項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 基本計画

①認知症予防

1ヶ月のレク計画を立ててゲームを楽しみ、脳の活性化を図る。

②相談、助言

入居者やその家族に対し相談に適切に応じると共に、必要な助言、その他の援助を行う。

③業務の一環とし、快適な環境整備を図る。

内 容	予 定 時 期
居室、食堂、廊下、トイレ掃除	毎 日
居室内換気扇、トイレ、廊下換気扇	汚れているときはいつでも
シーツ交換	毎週水曜日
施設周囲環境整備	週 1 回（季節に応じて週 2 回）

④衛生管理、感染症対策

各マニュアルを作り、法人マニュアルに付け加え職員に周知徹底を図る。

- (1) 手洗いの徹底
- (2) 調理器具の消毒
- (3) 汚物処理方法
- (4) 職員自身の健康観察
- (5) リスク感染委員会による感染情報を受け感染予防を強化する。

⑤食 事

食事作り、及び家事は基本的に入居者と共同で行い、入居者の身体状況、嗜好を考慮したものとする。

- (1) 利用者様に嗜好調査を行い、希望を取り入れる。
- (2) 月 1 回は弁当の日を計画し、季節行事に合った食事を提供する。

⑥入 浴

週 2 回、適切な方法により入浴を提供する。

⑦排 泄

個々に合わせた援助を行う。尿意のある方へはなるべくトイレでの排泄を促す。

⑧健康管理

- (1) 医療機関等及び白生会クリニック看護師との連携
利用者様の健康状態を観察、把握し管理する。また、身体機能の減退を防ぐ為、家事作業等、生活リハビリとしてスタッフと一緒に行う。

- i 血圧測定 入浴前、状態変化時、
(但し血圧降下剤服用している方は朝、夕毎日)
- ii 体重測定 月 2 回（1 日、15 日）

iii 定期健診 医療機関にて年1回 (定期受診は月1回)

iv 健康管理 白生会クリニック 看護師 (毎週木曜日)

(2) 歯科医師及び歯科衛生士と連携

利用者様の日常的な口腔ケアを見守り、促しを行いいつでも食事を摂れる口腔状態にし、誤嚥性肺炎の防止など歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、スタッフに対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を受けて一緒に行う。

i 口腔ケア 毎食後の口腔ケアをスタッフと行う。

ii 定期健診 年1回 11月 (五所川原市後期高齢者歯科健診)

iii 口腔ケア管理 こじま歯科の医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士 (毎月 最終金曜日)

⑨日程表

時間	入居者の動き	職員の動き	勤務形態
6:00	起床 (モーニングケア)	モーニングケア介助、朝食準備	夜勤
7:00	朝食、後片付け	後片付け、口腔ケア	早番
8:30		口腔ケア、掃除	日勤 (半日勤)
9:30	ラジオ体操、後片付け	掃除	遅番
10:30	昼食準備	昼食準備、入浴準備	
11:30	昼食	昼食	
12:00	後片付け	後片付け	
13:30	入浴	入浴介助	(逆半日勤)
15:00	団らん、レク	団らん、レク	
16:30	夕食準備	夕食準備	
17:30	夕食	夕食	夜勤
18:00	後片付け、団らん	後片付け	
21:00	就寝	消灯、戸締り	

日 勤 8:30~17:30

半日勤 8:30~12:30 (13:30~17:30)

早 番 7:00~16:00

遅 番 9:30~18:30

夜 勤 16:00~ 9:00

パート 9:30~16:30

⑩レクリエーション

毎月テーマを決めて実行する。天候を見て外出をする。天気の良い日は近隣へ散歩を実行する。

⑪行 事

入居者が地域と結びついた生活が送れるよう、四季を通じて各種行事へ参加できるよう働きかける。

実施月	行 事	実施場所	担 当 者
5月	広報作成 5,6月誕生日会	施設内	※ 個人情報により職員名 不記載
6月	行事食	施設内	
7月	誕生日会	施設内	
8月	立ねぶた	施設内	
9月	納涼祭・敬老会 9,10月誕生日会	施設内	
10月	広報作成		
12月	クリスマス会 誕生日会	施設内	
2月	節分 広報作成	施設内	
3月	ひな祭り 誕生日会	施設内	

⑫居室担当 ※個人情報により職員名不記載

Aユニット (2階)	Bユニット (3階)
1, 2号室	1, 2号室
3, 4号室	3, 4号室
5, 6号室	5, 6号室
7, 8号室	7, 8号室
9号室	9号室

⑬職務分担表

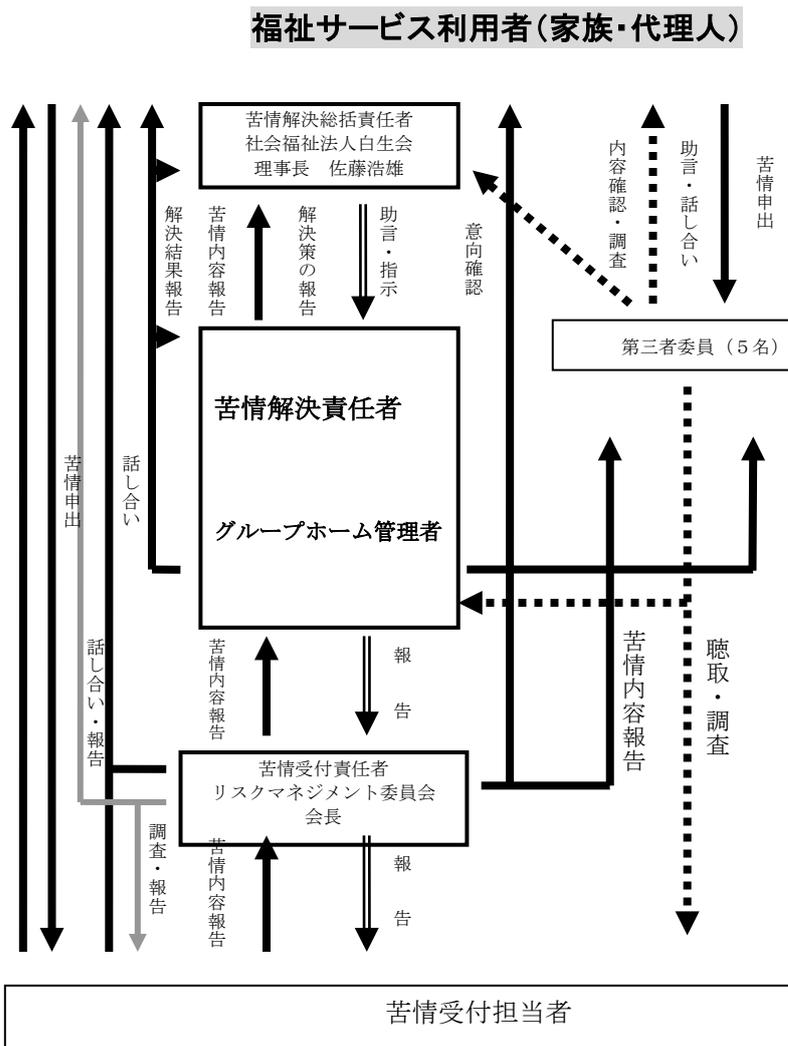
職名	担当者	職務分担
Bユニット管理者 兼 介護員 計画作成担当者	※個人情報により 職員名不記載	グループホーム全体の総括、 ケアプラン作成管理責任者、 事前面接、入退居時の調整、 入居者の生活相談、ケア指導 ケアプラン作成
Aユニット管理者 兼 介護員 計画作成担当者		入居者の生活相談、ケア指導 ケアプラン作成
介護リーダー (A) 介護リーダー (B)		計画作成担当者の補佐 計画作成担当者の補佐
介護員 (常勤) 介護員 (非常勤)		} 身体介護、生活援助

⑭係りについて

係	担当者	業務内容
広報係り 5月 10月 2月		広報発行
レク係り		1ヶ月分のレクの計画作成。
食材発注係り		献立表を毎週火曜日、食材の発注を各業者にファックス送付。
消耗品発注		毎月10日、25日に消耗品の発注伝票を事務に提出する。
誕生会		2か月に1度、入居者の誕生会の計画、運営
風呂、トイレ、洗面所、ホール、キッチン 衛生管理、修理		常に皆さんが気持ちよく利用できるように汚れていないか点検し、衛生管理をする。当日の掃除当番スタッフへの助言。

⑮ 苦情処理体制の確立

- (1) 苦情があった場合、管理者が利用者(家族)に直ちに連絡を取り事実を確認する必要がある場合は利用者(家族)宅を訪問する。
- (2) 苦情が施設サービス計画に関するものである場合、担当者に事情を確認し、必要に応じて担当者会議を行う。
- (3) いずれの場合も速やかに具体的な対応方針を定め、管理者が利用者(家族)に説明する。
- (4) 苦情の記録は台帳に保管し、再発の防止に役立てる。



当事業所に、お住まいの五所川原市介護保険課(Tel0173-35-2111)または、青森県国民健康保険団体連合会 (Tel017-723-1336) の相談・苦情窓口にて苦情を伝えることができます。

⑯ 介護サービスの自己評価、外部評価 (隔年1回)

昨年度の外部評価の改善事項を見直し、一つでも多く改善できるよう努める。認知症高齢者のケアマネジメントの方法を研究し、入居者の視点で立案できるよう努力する。

⑰人材育成プラン

(1) 職場研修理念

心豊かな活力に満ちた福祉社会の構築を目指し、地域の共有財産として社会に信頼と支援を得られる運営とします。「職場研修」を推進することで、「人材育成」の充実と組織の活性化を図る。

(2) 職場研修方針

- i 「意図的、計画的」指導を実施する。
- ii 「集団指導」と「個別指導」の両面からアプローチする。
- iii 「職務遂行能力の向上」に加え「人材育成」を目指す。
- iv 福祉職員としての職業倫理を確立し、社会人、組織人への成長を目指す。
- v 育成面談を通じて、研修ニーズ、目標の相互調整と共有化を行なう。

(3) 研修計画

- i 職場内の研修
個別指導の他、介護の方針については集団指導であるケースカンファレンス、職場研修等を活用し、積極的なスーパービジョンを行なう。
- ii 職場を離れての研修
定期的に職場研修の継続、ケースカンファレンスの開催をすることで職務遂行の向上と人材育成を目指す。
- iii 時代に合った福祉に着目し、行政機関や社会福祉研修機関が実施する研修会への派遣を推進する。新しい情報や知識、技術の習得を狙いとする。
派遣研修で習得した新たな情報や専門的な知識、技術等を報告書にまとめ、その資料を基に伝達研修をあらたに設け、具体的な内容を職務で活かせるよう必要な情報、知識、技術を共に学ぶ。
- iv 認知症に関連する専門的な提供体制を整える。
職員に対して認知症ケアに関連する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催する。(1ヶ月に1回)
- v 看取り介護に関する職員教育
看取り介護の目的を明確にし、死生教育と理解の確立を図り、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を白生会クリニック看護師より技術的指導に係る会議を定期的で開催する。(不定期)
- vi 育成面談の推進
自己評価制度を導入。(介護職員の能力評価シート作成)

※ i ~ v 迄の検証

⑱介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成と検証・見直し

介護サービスは、入居者やご家族の生活を支える上で欠かせない物であり、昨今大規模災害の多発、さらに感染症の流行がみられる中、介護施設ではそれらが起こった際に適切な対応を行い、その後も入所者に必要なサービスを継続的に提供できる体制の構築する事が必須になる。

（１）業務継続計画（BCP）の策定

自然災害編、（地震・水害）感染症編、及び平常時、災害時の計画を作成する。BCPガイドライン、法人の災害対策マニュアル、感染症対策マニュアルと関連させ、グループホームの特性に合わせた計画作成をする。

（２）職員に対し、業務継続計画について周知

（３）職員に対し研修を実施する。

（４）訓練（シュミレーション）を実施する。

（５）検証

訓練後検証する。職員間の情報共有、担当の確認を行う。

（６）見直し

訓練をして、不明確な箇所、不十分な箇所、追加すべき事を意見交換しBCP計画の改善を行う。

（７）業務継続計画（BCP）の再構築

常にPDCA実践しBCPの再構築をする。そして職員全員が情報を共有でき、実践できるようにする。

⑱研修会、勉強会計画

(1) 認知症ケア、身体拘束しない取組 勉強会

担当職員がテーマを決め、認知症や認知症予防の理解を深め、認知症を改善する為の取り組みを職員間で共有する勉強会を開催する。(毎月1回 開催)
 身体拘束しない取組についての勉強会は、認知症ケアに関する勉強会と同時開催する。(3ヶ月に1回開催)

(2) 生産性向上推進体制において報告会

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する報告会 (3ヶ月に1回開催)

担当者	担当者
4月 生産向上	10月 生産向上
5月 身体拘束	11月 身体拘束
6月	12月
7月 生産向上	1月 生産向上
8月 身体拘束	2月 身体拘束
9月	3月

(2) 法人内委員会 OJT

法人内委員会がテーマを決め、研修会を開催する。
 勉強会や研修会に参加した職員の報告発表をし、職員全員に周知してもらう。

開催月	法人内委員会
1月	教育委員会

⑳運営推進会議の開催（感染予防により開催変更あり）

運営に当たって、地域住民または住民の活動と連携、協力を行うなど地域との交流に努める。指定(介護予防)認知症対応型共同生活の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、概ね2月1回以上運営推進会議を開催する。運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。また、報告・評価・要望・助言・検証等についての記録を作成する。

(1) 運営推進会議の構成員（8名）

(2) 運営推進会議 開催予定日

開催月	開催場所
令和7年 5月第2火曜日	社会福祉法人白生会グループホーム
令和7年 7月第2火曜日	社会福祉法人白生会グループホーム
令和7年 9月第2火曜日	社会福祉法人白生会グループホーム
令和7年11月第2火曜日	社会福祉法人白生会グループホーム
令和8年 1月第2火曜日	社会福祉法人白生会グループホーム
令和8年 3月第2火曜日	社会福祉法人白生会グループホーム